

佐久市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

目的	低所得者及び子育て世帯主を対象に「佐久市プレミアム付商品券」を発行することにより、消費税率及び地方消費税率の引上げによる、商品券購入対象者の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、市内事業所等の売上推進により、地域経済及び商店街等の活性化を図ります。																
事業主体	佐久市及び佐久市・商工団体等商工業振興協議会 (構成団体：佐久市・佐久商工会議所・臼田町商工会・浅科商工会・佐久市望月商工会)																
販売対象者	①2019年度住民税非課税者 ②3歳未満の子が属する世帯の世帯主																
販売内容	商品券1セット(500円券×10枚綴り5,000円分)を4,000円で販売。 商品券のプレミアム分は、1セットにつき1,000円(25%)。 対象者1人につき5セット(券面額25,000円(販売額20,000円))まで購入可能。																
有効期間	令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火) ※この有効期限を超過した商品券は使用できないので無効となります。																
販売期間	令和元年10月1日(火)～令和2年2月28日(金)																
販売場所(予定)	佐久市役所6階601会議室 または 佐久市役所各支所経済建設環境係 販売時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び12/28～1/3除く) (※佐久市役所601会議室については午後6時30分まで販売します)																
取扱店の条件等	佐久市内の事業所で当該事業に参加を希望する事業所。但し、風俗営業等・公序良俗に反する場合及び佐久市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除く。取扱店は、取扱店表示ポスターを必ず掲示すること。																
取扱店の取消等	募集要項や関係法令等の違反や必要手続きの不備等が生じた場合には、加盟を取消します。 また、取扱店登録決定後の辞退は、やむを得ない事情を除いては原則として認めません。																
取扱店負担金	無料。換金手数料についても無料。																
商品券の取扱	商品券の額面に応じ、現金同様の取扱(サービス)を行うこと。なお、つり銭は支払わないものとする。 一度販売した商品券の返品は受け付けない。また破損した商品券は取り扱いできず再発行しません。																
利用限度額	無し。																
対象商品等	あらゆる業種の取扱店(一部取扱できない業種があります)の商品及びサービス等。 但し、次に該当するものは対象外とします。 ・換金性の高いもの。(ビール券、清酒券、旅行券等の商品券類。切手、印紙、プリペイドカード、電子マネー等) ・たばこ ・株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品 ・不動産 ・出資及び債務の返済 ・税金や保険料等、国や地方公共団体への支払 ・電気、ガス、水道、電話料等の公共料金の支払 ・業務用の仕入等事業資金 ・その他市長が不相当と認めるもの																
換金手続き	委託業者の方法による。(※換金方法の詳細については、取扱店に後日別途ご連絡します。)																
換金請求期間と精算日	換金手続きは令和元年10月1日(火)から令和2年4月15日(水)までとする。 この期間を過ぎた商品券は換金不可。精算日は下記の7回とする。 <table><thead><tr><th>換金請求書締日</th><th>精算日</th></tr></thead><tbody><tr><td>①令和元年10月15日(火)</td><td>→令和元年10月31日(木)</td></tr><tr><td>②令和元年11月15日(金)</td><td>→令和元年11月29日(金)</td></tr><tr><td>③令和元年12月13日(金)</td><td>→令和元年12月26日(木)</td></tr><tr><td>④令和2年1月15日(水)</td><td>→令和2年1月31日(金)</td></tr><tr><td>⑤令和2年2月14日(金)</td><td>→令和2年2月28日(金)</td></tr><tr><td>⑥令和2年3月13日(金)</td><td>→令和2年3月31日(火)</td></tr><tr><td>⑦令和2年4月15日(水)</td><td>→令和2年4月30日(木) ※これ以降の換金はできません。</td></tr></tbody></table>	換金請求書締日	精算日	①令和元年10月15日(火)	→令和元年10月31日(木)	②令和元年11月15日(金)	→令和元年11月29日(金)	③令和元年12月13日(金)	→令和元年12月26日(木)	④令和2年1月15日(水)	→令和2年1月31日(金)	⑤令和2年2月14日(金)	→令和2年2月28日(金)	⑥令和2年3月13日(金)	→令和2年3月31日(火)	⑦令和2年4月15日(水)	→令和2年4月30日(木) ※これ以降の換金はできません。
換金請求書締日	精算日																
①令和元年10月15日(火)	→令和元年10月31日(木)																
②令和元年11月15日(金)	→令和元年11月29日(金)																
③令和元年12月13日(金)	→令和元年12月26日(木)																
④令和2年1月15日(水)	→令和2年1月31日(金)																
⑤令和2年2月14日(金)	→令和2年2月28日(金)																
⑥令和2年3月13日(金)	→令和2年3月31日(火)																
⑦令和2年4月15日(水)	→令和2年4月30日(木) ※これ以降の換金はできません。																
返還請求等	商品券を購入した者及び取扱店は次の行為を禁ずる。これに違反した者に対し佐久市及び佐久市・商工団体等商工業振興協議会はプレミアム相当額の返還請求をする。 ・商品券を第三者へ転売・譲渡や換金すること。・商品券を担保に供し、又は質入れすること。 ・取扱店が商品仕入等事業資金に利用すること。・その他本商品券事業の目的に相反する行為を行うこと。																
書類提出先	佐久市・商工団体等商工業振興協議会事務局(佐久市経済部商工振興課内) 受付窓口：佐久市役所6階601会議室 または 各支所経済建設環境係																